

中世スウェーデンにおける代表制集会和農民

根 本 聡

【要約】農民身分をも含むスウェーデン四身分制議會の起源は従来中世に求められてきたが、今日では完全に否定されている。それと同時に、農民の政治参加をめぐる問題もが研究上の空白域となっている。そこで本稿では、四身分制議會が確立される以前の中世の代表制集會（「裁判集會」・「国王選立文會議」・「貴族會議」・「市の集會」）を、農民の身分としての強化統合という観点から再検討した。このことから、農民代表制の存在根拠は、国王選立同意権と臨時課税承認権が立法・司法集會制度をもつ法領域に保持されていたことに求められることが導き出された。なぜなら、国王選立と臨時課税に関しては、農民もその一翼を担う「一二人陪審團」によって審議されなければならなかったからである。さらに、臨時税の徴収は集団的取税方法によっていたため、王権側は各地区の農民から構成される担税班の人数・税配分にまで直接干渉することができず、自律的地域自治を許すことになった。

史林 七九卷二号 一九九六年三月

はじめに

スウェーデンの中世から近代の身分制議會（「全国議會」、リークスダーク Riksdag）に見られる最大の特色は、農民部会を含む四院制であることである。^①このスウェーデン議會は一六世紀になって四諸身分（貴族・聖職者・市民・農民）をもった固定した制度機関として成立する。しかし代表制集會それ自体は、近世における全国議會への統合以前、すなわち中世においても、様々な形態の、地域および全国的なレベルで存在したし、そこにも農民の集會参加は見られる。果たしてその要因はいかに考えられるだろうか。

本稿で検討する中世における農民の政治参加をめぐる問題は、スウェーデン史学界では研究上の空白域といつてよい。

こうした研究状況は、一方で近世期の国制史研究にも反映し、農民身分が初期近代の「絶対主義」時代（君主制の強化期）に至るまで国王の選挙、立法、課税に対する承認権を保持していた等の問題に対して必ずしも明確な解答を与えずにいる。^③他方でかかる研究動向は、身分制議会の形成と発展に関する研究にも影響を与え、それは特に第二次世界大戦以降は主流となっていない。このため農民社会史、議会発展史のいずれの側からも、スウェーデン中世農民の政治参加の実態を具体的に再構成することは極めて困難な作業である。もっともこれには理由があって、それは端的に言えば、農民の政治行動を示す史料の欠如による。^④しかし私見によれば、年代記、法典、その他の代表的基礎史料^⑤からだけでも、中世の農民代表制の存在根拠を推定し、その形成要因に迫ることは決して不可能ではない。

そこで本稿では、まず第一章で従来の身分制議会の起源論争を概観し、中世スウェーデンの国制史上、農民代表制の存在がいかに考えられるべきかの視点を提示する。続いて第二章では中世期の代表制集会を類型的に整理し、それら各々の集会がいかに全国議会へと統合されていくかの前提条件を考察する。最後に第三章で、スウェーデン中世農民自体の特質を踏まえながら、農民代表制の形成要因を農民の税負担と王権の収税方法との連関のなかに位置付けることにする。

* 書誌は「著者—刊行年」方式とする。なおスウェーデン語の red, i, nu, s は、順に英語の ed(s), in, now, p(d), である。
* * 「」内の年代は国王の在位期間を示す。

① 四院制身分制議会は一八六六年選挙法改正で二院制議会となるまで存続。その後一九七一年に一院制へ再編、現在に至る。

② スウェーデン「絶対主義」(enväldet) は一六八〇年にカール十二世 Karl XI〔一六七二—一七九七〕によって身分制議会の承認を経ず導入される。その際、大貴族の勢力削減（土地回收策 (reduktionen)）を求め、諸身分の不満を王権が利用したことについては、わが国でも入

江幸二「スウェーデンの強国時代（一六一一—一七一八年）——国制の分析を中心に」『史泉』八〇、一九九四年、による仕事がある。

③ 本稿の対象外である近世期の膨大な研究については触れる余裕はない。それでも、農民社会の構造を社会経済史的に分析した次の研究、Lindgren, Jan, 1980, *Utskrivning och uttagning. Produktion och reproduktion i Bygdevä 1620-1640*, "Studia Historica Upsaliensia" (SHU と略記) 117, Stockholm (Sthlm と略記): Österberg, Eva, 1977, *Kolonisation och börser. Bopärgelse, skattekyck, odling och agrarstruktur i västra Varmland ca 1300-1600*, "Bibliotheca His-

torica Lundensis (BHLと略記) 43”。Lund. は挙げないわけにはい
かない。しかし農民を射程に入れた右研究はむしろ例外で、農民の固
執上占める役割を議論する個別研究は私見の限りない。

④ このため考察時期を一八世紀にシフトさせている。その代表的研究
は、Aronsson, Peter, 1992, *Bönder gör politik. Det lokala stjärns-
tyret som social arena i tre smålandssocknar, 1680-1850.* ” BHL

第一章 身分制議会の成立をめぐる研究状況

まずはじめに次の知識を確認しておきたい。中世スウェーデン王国は各々が高い独立性をもった地方(州、「ランスカッ
プ」*landskap*)の連合体という性格をもち、王の選出や立法は個々の州の集会によって採択・批准された。そのなかからス
ウェーデン身分制議会が形成されてくる過程は、個別の州集会ではなく、全国的な集会が、貴族などの一部のグループで
はなく「国民」の全体を代表しうる諸身分を結集して組織される過程である。

さて、スウェーデン四身分制議会の成立期については諸説があり、特に最初のリークスダグがいつ開催されたかとい
う問題をめぐって古くから議論が展開されてきた。①その最有力説は一四三五年一月二〇日の「アルボガ会議」*Arbogamö-
tet* であり、一九三五年に「議会発祥の地アルボガ」で開催された「スウェーデン議会誕生五〇〇年式典」が起源論争の
ピークとみなされる。これ以前にはまず、マグヌス・エーリックソン *Magnus Eriksson* 「一三一九一六四年」が国王に選立
された一三一九年の会議、②ついで一三五九年の同王による「カルマル会議」、③が最初のリークスダグの候補として挙げ
られていた。しかし、両説は次の理由から否定された。前者については、農民の参加は認められても都市の参加が疑問視
されること。後者については、会議召集状に農民と都市の代表者も参加が促されていたものの、当会議が実施された証
拠はないこと、である。こうして歴史家の関心は一四三五年の「アルボガ会議」に向けられるようになり、当説は早くも

72” Lund: Frohnert, Pär, 1993, *Kronans skatter och bondens
bröd. Det lokala förvaltningen och bönderna i Sverige 1719-1775.*

” *Serien I, Rättshistoriskt bibliotek* (I, RHBと略記) 48”, *Stlm.*
⑤ 主に『エーリック及びカールの年代記』(一章註⑥・一章註⑦)と全
国法『マグヌス・エーリックソンのランスマラージュ』(一章註⑧)。

一八六九年に刊行された教科書に明記されることになった。^⑥

それでは、なぜ一四三五年の「アルボガ会議」が関心を喚起するかといえば、広く一般に浸透していた時代精神によるところが大きかったと言えよう。当会議で王国最高軍司令官 rikets hovisman に選出されたエンゲルブレクト・エンゲルブレクトソン Engelbrekt Engelbrektsson^④ がリークスダグの創始者として愛国主義と民主主義の観点から称揚されていたという事情による。エンゲルブレクトは一四三〇年代にカルマル同盟王ボンメルンのエーリック Erik av Pommen（一四二一—三九年）に対抗して全国的な農民蜂起を指導し、初めてスウェーデンを外国による抑圧から解放するためには抵抗した、後世の国民国家の礎石を築いた民族の英雄として一九二〇世紀初頭の歴史叙述においては評価されていたのである。かかる「エンゲルブレクト崇拜」にスウェーデン民主主義と自由主義の制度的基盤であるリークスダグの早期誕生が結合されたのも至極当然であった。

こうした状況のなかで、前述の「五〇〇年式典」が開催され、同時に『スウェーデン議会史・一七卷』^⑤の編纂に結実したわけである。当式典と記念編纂事業は時代的な制約はあるにせよ、学問的議会史の出発点としての意義をもつ。というのも、当式典でS・トゥーンベリイ（ストックホルム大学歴史学教授兼副学長は、エンゲルブレクトがリークスダグの創始者であるという趣旨の式辞を述べ、前述記念著作で一四三五年の「アルボガ会議」を最初のリークスダグと規定したからである。しかし、既にこの式典の前に二人の歴史家から当説に疑問が提示されていた。

一人はG・カールソンで、今一人はE・レンロートである。両者は当会議への農民の参加を物語る史料、『カールの年代記』*Karlshöjden*を従来の研究者が誤読していることを指摘し、農民が会議参加した確証はないと反論した。^⑦その代わりカールソンは、翌年一四三六年一月の「アルボガ会議」を最初のリークスダグとみなした。その理由は、同年代記における一四三六年会議の叙述には多義的な解釈の余地なく、「都市民と全ての平民」という下りが見いだされるためである。^⑧それに対してレンロートは、一四六〇年代以降にリークスダグという呼称にふさわしい代表制会議が現われたと

した。なぜなら同氏は、四諸身分の会議参加という事実だけでなく、参加諸身分の会議での機能を重視し、下位諸身分の独立的役割が看取される会議にリークスダグの起源を求めたからである。⁹⁾

一四六〇年代はカルマル同盟からのスウェーデンの離脱運動が顕在化した動乱期である。一四六四年初頭にはリンシェーピング司教を中心とするスウェーデン貴族が同盟君主クリスティアン一世 Kristian I (一四五七―一六四年) に対して反乱闘争を企て、デンマークへ敗走させる。続いてスウェーデン側は、一四四八―五七年までスウェーデン国王を務めていたダンツィヒ亡命中のカール・クニートソン Karl Knutsson を再度国王に擁立するために本国へ呼び戻す。その際に、ストックホルム郊外で国王推戴会議を開催する目的で召集状(一四六四年七月二日付け)が發布された。そこには、貴族、市民に加えて平民の召集が認められる。¹⁰⁾ たしかに、当会議は農民徴募兵からなる即席会議として機能した点、代表者がメーラレン湖 Mälaren 周辺諸州と鋳山地域に限定されていた点から、全国四身分制議会という意味でのリークスダグとは呼べない。しかしレントによれば、これ以降の諸会議と考え合わせれば、「平民」の名で行動したグループの中核層、すなわち下級貴族、市民、鋳山小経営者が、王国が無政府状態に陥るといふ政治的危機状況のなかで前線に立ったことは注目に値するという。この論点はリークスダグ成立の契機を考える上で無視できない。

またこれとは逆に、成立期をより古い時代(マグヌス・エーリックソン期)に遡って求める論者もいる。例えばK・クムリ―エンは、カールソンの主張(国王選立会議とリークスダグの発展史的連関説)の継承を試み、一三四四年のエーリック・マグヌソン Erik Magnusson (一三五六―一五九九年)の国王選立会議を潜在的リークスダグとみなした。¹¹⁾

そもそも「五〇〇年式典」を学問的に支えた権威、トッーンベリイとN・エーデンは、一四三五年「アルボガ会議」がリークスダグと考えられるかどうかについては、農民の参加に関する年代記の描写に曖昧さがあるため逡巡している。¹²⁾ それでもエーデンは、エンゲルブレクトの王国最高軍司令官への選出を決定した当会議が、その背景に動員された農民軍の支持なしに生じたとは考えにくく、農民参加を示す証拠もその否定材料もない以上、当会議のリークスダグ的性格を

看過することはできないと結論しているのである。

このように、史料不足のもとで行なわれる「リークスダーク起源論争」は、研究者の視点や歴史観に左右されやすいデオロギー的色彩の強い論議となる危険性を孕んでいた。周知のように、スウェーデン語 riksdag はドイツ語 Reichstag からの借用語であり、グスタフ・ヴァーサ Gustav Vasa [一五二一—一六〇年] の治世末期に至るまで使用されなかったし、身分を意味する stand (ドイツ語 Stand) という語も一五四〇年代までは現われ^⑭ない。問題はリークスダークとしての性質を充たす基準と定義であろう。スウェーデン史学界でもかかる認識からか、一九六二年刊行の『スウェーデン史』で J. ルセーンがエンゲルブレクトとリークスダークをめぐる議論の総括を試みた^⑮ばかりは、戦後当問題への論究は影を潜めた。

ところが、一九八五年の「スウェーデン議会五五〇周年記念」を契機に議会史研究の重要性が喚起され、『スウェーデン議会通史』が記念刊行されるに至^⑯った。そのなかで H・シニェックは、スウェーデン議会制度の初期発展を古ゲルマンの諸制度の伝統に帰する説を完全に否定し、その発展はヨーロッパの諸制度の漸次的受容と自国の諸条件への適合によるとした。そしてこの前提に立った同氏は、諸身分の代表制機関は強力な支配者の後見・監督の下に発展し、一六世紀のヴァーサー王朝の確立によってはじめて四身分制議会が創設されたと明言した^⑰。

さらに八八年には、比較史的な観点からスウェーデン議会の発展が注目されるなか、ストックホルムで「国際的な視野からみたスウェーデン議会」と題するシンポジウムが開催された^⑱。これに参加した外国人研究者のひとり P・ブリックレは、スウェーデン議会における農民身分の役割を強調しているにもかかわらず、スウェーデン側は前向きな反応を示していない。ただし例外的に E・レンロートが、スウェーデンの歴史地理および気候上規定される特殊性を前提に置いた上で、農民の自衛力が高いために聖俗貴族の領主制的土地支配が貫徹されず、各レベルの地域集会における農民の政治的発言権が保持されたと返答しているにすぎない^⑲。

したがって、八五・八八年いずれの議論からも、外国人には古スウェーデン議会の特性と考えられる農民身分の存在は、

ほとんど説明されないまま放置された。^④ もっともこれには理由があつて、これまで挙げてきた最初のリークスダグと考えられるとの会議においても、農民の参加を示唆する史料はあつても、それ以上の政治的発言権や役割を具体的に証言する史料はないからである。しかも、八五年記念著作でシュエックは、初期議会の発展を批判的に再検討するなかで、リークスダグと呼ばれるための四つの基準を設定したため、中世におけるリークスダグの成立を完全に否定したシュエック説に、スウェーデン史学界では積極的に異を唱えることができないという事情があると考えられる。その基準によれば、身分制議會 *ständerrepresentation* は、

- ① 王国のあらゆる部分を代表していなければならない。
 - ② 社会的な意味で、すなわち自己の上に「主人と家長」を持たないという意味で自由とみなされうる全ての社会グループを代表していなければならない。
 - ③ 決定への参与や同意の表明が右の諸グループの一部でのみなされないように、「身分」ないし「院」として各々が自立的に機能することが可能とならなければならない。
 - ④ 定期的に召集され、その地位に対して顧慮されざるをえない権能と恒常性を持たなければならない。よつて、会議の任務は政権に支援を結集することや政権交替を認可することにとどまらず、例えば王位継承協定に関する共同決議、臨時税の承認、立法過程への参画、戦争と条約に関する態度表明もその任務に含まれなければならない。^⑤
- 要約すれば、會議＝リークスダグであるためには、審議・決定機関としての身分制的・恒常的全国議會でなければならないことになる。しかし、右の基準を厳密に適用するなら、グスタフ・ヴァーサ治世期はおろか、グスタフ・アドルフ Gustav II Adolf 「一六一一—三二年」の即位時でさえも、諸身分が臨席聴衆者にとどまらない決議遂行参画者として機能したかという点は疑問視される。さらに、議會の定期性という基準とも照らせば、一六六〇年の「ストックホルム會議」以降から一八世紀の「自由の時代」にならないとリークスダグとは言えないということにならないだろうか。^⑥

たしかに、中世の代表制集会はリークスダグとはみなせないし、内乱や蜂起下に多発した臨時会議は身分制社会の未成熟を反映した証左であると言える。しかし、中世の諸会議は支配者が権力を行使できずに被支配者層から広範な支援を必要としたことを示す点、さらに統治者の選出、課税承認、対外政策（特に防衛問題）等の重要事項において平民が何らかの発言権を有していた点を看過すべきではない。しかも、近世に農民部会が全国議会に包摂され、国の重要決定において農民身分の発言権が認められていたという事実は、農民の自立性の高さが連続的に保持されていたという類推を可能にするのではなからうか。このように考えれば、一定の基準を充たした「全国議会」の存否を論ずるよりも、集会和会議をもつスウェーデンの政治文化と権力ファクターとしての農民の意義を説明することの方が本質的問題であると思われる。次章では中世の諸集会和、身分制議会成立の展望において考察する。

- ① 当該問題に着目した邦語論文には、寺村銀一郎「中世スウェーデンの国制——王國議会の成立をめぐって」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、一九九四年、九三—一二二頁があるのみ。以下の論争は、Stenquist, Nils, 1990, "Riksdagen i ett forskningsperspektiv", i Hårgqvist, Kjell & Svensson, Nils-Eric, utg., *Forskning i ett föränderligt samhälle*, Hedemora, s. 32-48 (英訳版あり) ; Hadenius, Stig, 1994, *Riksdagen. En svensk historia*, Sthlm, s. 7-13, 参照。
- ② ヲの田中関三郎『Hildebrand, Emil, 1893, "Riksdagar och ständermöten i Sverige under medeltidens sista århundrade (1435-1520)", (Svensk) *Historisk tidskrift* (HT 2略記) 106, s. 283.
- ③ Odhner, C. T., 1869, *Larobok i Sveriges, Norges och Danmarks historia för skolans högre klasser*; Ahnlund, Nils, 1944, "Till diskussionen om 1400-talets svenska riksmöten", *HT* 64, s. 1-2.
- ④ モンデルブレックは一三六〇年才にスウェーデンに移住したドイツ

系移民の子孫。ダーラナ地方の Norberg, 鉱山地区出身で鉱山経営に従事、父代にフレールセマン（貴族）となる。彼の卓越した軍事経験は同盟王ヘーリックのホルシュタインやハンザに対する戦争への従軍を通じて獲得された。一四三四年に彼の率いた全国的農民蜂起は、ヘーリックの対ハンザ貿易封鎖政策によって、スウェーデンの鉄輸出、生活必需品や塩の輸入に甚大な障害を与えられたことから発生したと云われる。詳しくは Lönnroth, Eril, 1934 (1969), *Sverige och Kalmarunionen 1397-1457*, Göteborg, s. 63-144. 蜂起の終息過程の一四三六年に彼は殺害されるが、その事績は同時代のストレンジネス司教トーマスが書いた「自由の歌」Frisetsvisa（一四三九年）で祖国の自由の英雄として称揚される。なほモンデルブレックの叛乱に関する *Upplysning*, Rosén, Jerker, 1962, *Svensk historia I. Tiden före 1718*, Sthlm, 2: a uppl. (1964), s. 285-94; 3: e uppl. (1969), s. 238-46; Larsson, Lars-Olof, 1984, *Engelbrecht Engelbrektsson och 1430-talets svenska uppror*, Sthlm.

た研究は少ない。例外は、Ingers, Enoch, *Bonden i svensk historia, del 1* (1943); *del 2* (1948); *del 3* av Carlsson, Sten (1956), *Sthlm.* なお従来は農村史を総括した上で農民社会史研究に重要な視点を提起しようとの意で、Österberg, E., 1986, "Bönder och annat folk. Det äldre svenska agrarsamhället i historiografiskt belysning", *HT*

106, s. 298-325.

② Schück 1985, s. 15 (Schück 1987 a, p. 11).

③ 四身分制議会確立の一画期は議決手順に関する成文規定（「議会令」*riksdagsordning*）が發布された一六一七年とみなせる。

第二章 中世の代表制集会と全国議会との関連

中世スウェーデンには一連の集会制度が存在していた。州や局地レベルの「裁判集会」*ting*、「国王選立会議」*konungavalmöte*、「貴族会議」*herredag* もしくは *herremöte*、および「市の集会」*marknadsmöte* がその代表的なものである。^①

(1) 「裁判集会」

裁判集会（*ティング*）は、元来地域住民相互の諸問題が取り扱われる集会であった。中世においては、とりわけそれは裁判訴訟の場である。それは州レベルと局地レベルの二つに大別され、それぞれ「ランスティング」(*landsting* ランド裁判集会)もしくは「ランド集会」、「ヘーラースティング」(*tårästing* ヘーラー裁判集会)と呼ばれた。この二つの *land* とは、「ランスカップ *landskap* という語が使われる以前の古スウェーデン語で、中世初期には固有の法を持つ領域「ラークサーガ」*laGaga* と大方一致した。カルマル同盟が発足する一四世紀末の時点では、「中世スウェーデン」は一〇のラークサーガに分割されていた。^② またヘーラーランド *härad* とは、ラークサーガ内部に第一次的小単位として区分された行政・裁判地区である。したがって、ランド裁判集会は第一審として機能するヘーラーランド裁判集会の上級裁判集会である。

一四世紀半ばにスウェーデン全土に通用する全国法、『マグヌス・エーリックソンのランスラーク』(*Magnus Erikssons landslag* 以下 *MEL* と略記)^③ が制定される以前には、各ラークサーガには「ランスカップスラーク」*landskapslag* と呼ばれる州法典があった。また、各ラークサーガのラークマン *lagman*（法を語る者）が州レベルのランド裁判集会を司ってい

た。元来ランド集会にはランドに居住する全ての武器保持者が参加する権利があったし、ラーグマンはかかる集會参集者によって選出されてもいた。

しかし、王国の統一化とともに、州やラーグマンの自律性は大幅に縮小される。MELの「裁判の章」によれば、一方で年四回開催されるラーグサーガ全域共同集會としてのランド裁判集會がある。ところが、当集會の構成と主催者に関する規定がない。これは次第に廃れ、年一回の審問裁判集會 *råsteting*、すなわち国王裁判集會 *konungsting* に取って代わる。^④ 他方、ラーグマンが年に一回各ヘーラードで開催するティング（ヘーラード裁判集會としてではなく、ランド裁判集會として）も同条に規定されている。これは一四四二年に制定されたMELの改訂版である『クリストファーのランスラーグ』(Kristoffers landslag)では「ラーグマンスティング」(ラーグマン裁判集會 *lagmanning*)と呼ばれる。^⑤ したがって、ラーグマンのラーグサーガ全域への影響力は王権に吸収され、下級裁判地区であるヘーラードに限定されていたと言える。さらに、ラーグマンの選挙の際に国王の影響力が決定的に強くなっていることがMELから看取される。なぜなら、同法にあるラーグマンの選挙方法に従えば、六名のフレールセルマン(貴族、第二章(3)で後述)と六名の農民からなる「一二二人陪審団」*tolvmananämnd* が、司教代理の聖界学識者 *klerik* 二名とともに、三名のラーグマン候補者を選出し、その中から国王が一名をラーグマンに任命することになっているからである。^⑥

以上のように、キリスト教の伝来と中世初期の社会変動によって、異教時代に有していたランド集會の崇拜祭式の中心としての意義は喪失し、さらに王国の統合と王権の強化のなかでその政治的重要性も薄れていった。しかしランド集會の政治的権能のうちで、国王を選立する権利は残り、その結果国王の選出手続きは異なるランド集會で繰り返されることになった。この国王選挙は、まずウップランド *Uppland* の中心地ウップサラ *Uppsala* の近郊にあるムーラ草原 *Mora äng* で国王推戴式が行なわれ、その後各州の中心地で即位承認のための臨時集會が開催された(この国王推戴巡行を「エーリックの道」*Erikskata* と^⑦言う)。しかし、緩やかな州連合から王国が統一化した一三世紀後半以降は、各州のランド臨時集會での

国王選挙の反復は実質的な意義を失い、ムーラでの最初の国王選立式が決定的となり、それは事実上国王選立委員会 *kungavalnämnd* による指名会議となる。それでも国王の巡行という慣行自体は一五世紀の半ばまで存続した。^⑧

このように人民集会の場であるランド集会在、初期の意義を失いながらも国王選立の承認機関として機能し続けたということは、国王は人民の意思に拘束されていたことを示す。たしかに、ランド集会是州の裁判集会であるため、各州個別の問題の処理に終始するという側面はある。しかし、国王の巡行とそれに伴う臨時集会是地域住民を国王選立という全王国的な問題に関わらせる機会を与えることになった。事実、司法的機能のみに限定されていたランド集会在が、中世末期には新たに政治的重要性を復興させたのである。その契機は一五世紀に紛糾した「カルマル同盟」への帰属の是非をめぐる問題であった。つまりスウェーデン王国が誰によって統治されるべきかという問題である。これは大局的にはスウェーデンがカルマル同盟の盟主であるデンマークから分離を目指した独立運動である。その際にスウェーデン政権の掌握を狙う「王国総帥」*riksförstandare* は、自国の指導的グループである王国参事会 *riksråd* 内部の敵対者や在デンマークの同盟王に対抗するために、ランド集会で公開状を發布して広く平民一般に政治的啓蒙を行い、彼らの支援を取り付けようとした。例えば中世の最終局面において、ステューレン *Sture* 家の王位請求者たちは参事会貴族と対抗するために、社会の非上層グループ（下級貴族、鉱山小経営者、農民）に直接訴えて権力の座を正統化する場としてランド集会を利用した。これはランド集会的持つ国王選立の承認という旧来の機能を想起させるものである。この場合ランド集会是、原則的には全ての人民が自由意志で参集する集会としての通常集会ではなく、権力者によって主催される臨時集会であった。しかしそれはしばしば代表的形態をとった「州会議」*landstapsmöte* や複数の州にまたがる「広域集会」*landsortsmöte* として組織された。このことは全国四身分制議會への発展を内包する組織形態であったと言える。

(2) 「国王選立会議」

国王選立会議については、「リークスダグ起源論争」との関係で一四世紀における二つの事例が議論されてきた。一

つは一三一九年のマグヌス・エーリックソンの国王選立会議であり、今一つは一三五九年の同王の召集による「カルマル会議」である（後者は第二章(3)で後述）。前章で述べたように、一九世紀にはこれら両会議が最初のリークスダグと考えられていた。

一三一九年七月八日、幼年三歳のマグヌス・エーリックソンがムーラ集会で国王に選立された。その際に発布された文書によって旧説は、当集会を全国代表制集会の形成とみなした。当文書は「自由の憲章」*Frithsbæv*と呼ばれ、MELの基礎になったと言われる。その内容は選挙に際して取り交わされた国王と人民との間の約束を記録したもので、幼王の未成年期間を通じてそれを永続化することが目的であり、一種の国王誓約とみなされうる。当書において次のことが約された。^⑨ 一方で特権身分の特別の自由と権利が保証され、他方で新税はまず王国参事会に、次に参事会によって全国各地の「平民」(*communitibus*)に提起されるべきこと。その後参事会と平民によって課税決議がなされ、参事会によって任命された代理人一名と農民によって任命された代理人二名からなる各司教区の特別委員会を通じて徴税され、所与の目的のみ税が使用されるべきこと、である。

この国王選立会議は、特権グループである聖俗有力者層(王国参事会)によって交渉・指揮されたし、「自由の憲章」も彼らによって起草された貴族主義的な文書であった。とはいえ、かなりの平民が召集されたという状況は、できるだけ広範な人民を基礎にして新しい統治を打ち立てる必要のあったことを示している。当会議への平民の参加は『エーリックの年代記』*Erikskrönikan*に次のように描写される。「各ヘーランドにおける四名の農民が装備を与えられ、赴き、全てがムーラ集会に参集した^⑩」。年代記は為政者の権力正統化のためのイデオロギー的性格をもち、農民参加の信憑性は問題である。同年代記にも、国王選立会議に参加した農民の任務は国王選挙の報道を帰途中に広める、とある^⑪。しかし、一四世紀半ばに制定されたMELの「国王の章」には選挙王制に関する次のような規定がある。「今やスウェーデン王国においては、国王が死亡した場合には、次のような方法で国王は選挙されるべきものであり、世襲されるべからず、先に述べられたラ

ーグマン全員は、それぞれのラーグサーガから、そのラーグサーガに住んでいる全ての者の合意をもって、一二名の賢明かつ健全な人 man を率いて、彼ら一二名とともに予め指定された日と正しい時刻に、国王を選挙するためにムーラ・ディングに来訪すべし¹²。

この一二名は単に「マン」となっていて、「王国の人」、すなわち王国の指導的有力者を指すのか、あるいは「一般の人」、すなわち平民を指すのかは字面からはわからない。しかし、同法 M E L には、国王選挙陪審団のほかに、この種の類似の二人陪審団が臨時税の承認とラーグマンの選挙のためにも規定されているのである。臨時税の承認については、「国王の章」において、臨時税を審議するための各ラーグサーガからの代表団が、司教とラーグマンに加えて六名のフレールセマン（貴族 frälsman）と六名のアルムーゲ（平民 allmogé）から構成されるべし、とある。また、ラーグマンの選挙については、「裁判の章」において、司教がランド集会を召集し、ラーグサーガに住む全ての者がかかるランド集会へ参集し、ティングで人民が六名のフレールセマンと六名のボンデ（農民 bondé）を選出すべし、とある。これら三種類の二人陪審団は、それぞれ「マン」、「フレールセマンとアルムーゲ」、「フレールセマンとボンデ」よりなるとされ、構成員を表す用語は一致していないが、一二名という人数は一致しており、共同で取り決めるべき重要問題をティングで審議する際に、特権者層である貴族以外に、非特権者層の参画が意図されていたことが予想される。

ここで小括してみよう。地域的代表制集会から全国議会へ発展する第一歩は、国王選立と密接に関連していた。ランド集会ごとに反復される推戴式が、全ラーグサーガ共通集会として、ムーラにおける国王選立集会に発展する。しかし、もはやこのムーラ集会は、聖俗最有力者層から構成される王国参事会が組織した「貴族会議」という予備選挙に支配されていた。したがって、ムーラから出発して各州を国王が巡行し推戴承認を受けるといふ旧来の慣行と、参事会主催の新しい貴族会議との折衷物として、全国共通国王選立集会がムーラで開催された、と私には思われる。

こうした発展に加えて、各ラーグサーガの代表団による臨時課税の同意をめぐる問題が、農民代表制の前提条件をつく

っていたと考えることができる^⑤。なぜならば、王権は定額の恒常税を超える新税を課する権利を有しておらず、また国王と参事会によって臨時課税を決定するわけにもいかなかったからである。したがって、臨時税が必要とされた場合、少なくともその臨時税の額をめぐってはランド集会等の地域集会で折衝が持たれねばならなかった。そのために各ラীগサーの代表団である一二人陪審団が臨時課税の徴収の際に組織されたと考えられる。つまり、臨時課税承認権 *bevillings-rätt* は地域の代表団に留保されていたのである。前述した「自由の憲章」においても国王による専横的な新税に対する制約条件が設けられ、そこにも一名の参事会代理と二名の農民代理からなる徴税委員会について言及されていた。

以上のように、国王選立と臨時税徴収に関しては、農民を含む地域代表の同意を王権は取り付けなければならなかった。こうした慣行がスウェーデン議会の初期発展においてかなりの影響を及ぼしていたと言えよう。

(3) 「貴族会議」

貴族会議は本稿の主要なテーマである農民代表制の問題と直接関わるものではない。それでも取り上げる理由は次のとおりである。元来中世スウェーデン王国は州連合体という性格を持ち、各州のランド集会が重要な政治的役割を果たしていた。しかし、王国は一三世紀末から一四世紀に身分制国家へと向かう変容期に入る。その過程で一握りの最有力者層から構成される王国参事会 *riksråd* が代表制機関として立ち現れた。参事会会議は成立後最も頻繁に開かれる会議形態であり、しかもしばしば貴族会議へと拡大される傾向にあった。この意味では、下位諸身分の会議参加という要件を無視すれば、貴族会議は全国的な会議へ発展するには最も適的な形態であった。したがって貴族会議のリークスダグへの発展の契機は、市民・農民諸身分がいつ上位の諸身分とともに全国規模の政治会議に召集されるかということになる。今、王国参事会の形成と発展、およびその機能に関する考察は別稿を要するので省く。そこで、ここでは前述した一三一九年の国王選立会議に先立って確立された貴族身分と王国参事会との連関のみを概略し、貴族会議の全国議会への発展の可能性を示すにとどめたい。

第一に、貴族身分の確立について。国王マグヌス・ビルイェルソン（ラーデネーロス）Magnus Birgersson (Ladulas) [一二七五—一九〇年]はストックホルム近郊のアルスネー Alsnö という島で有力者会議を召集し（推定一二八〇年九月）、世俗フレールセ創設の画期とされる「アルスネー勅令」Alsnö stadga を発布した。フレールセ frälse とは免税特権を意味するが、かかる特権を享受した人や集団にも用いられる（特に人を指す場合にはフレールセマン frälseman と呼ばれる）。当勅令で、馬で軍役を果たす者は免税特権を得ることが定められた。この背景には海軍役から騎士役へという軍制の再編とこれに関連する恒常税の成立という社会変革がある。したがって、旧来の有力者層と騎士役を果たすことができるほど富裕な農民が、免税特権層（フレールセ）として「貴族身分」を形成し、残りの大多数の担税者層との間に明確な区分線が引かれることになった。

第二に、王国参事会について。参事会の形成自体は一三世紀初頭まで遡れるが、史料初出は参事会組織に関する勅令の断篇を含む一二八二年の書状である。より明示的なのは、一二八四年の「シェニンゲ勅令」Skänninge stadga である。つまり、一二八〇年代に国王は聖俗最有力者層からなる会議を整備し、それを王国参事会として国王と共に政務を行う助言機関に固定したと言える。しかも、その背景にはちょうど同時期にフレールセの創出—貴族身分の確立という情況があった。

ここで、参事会という代表制団体の形成という文脈で注目されるのは、同勅令によって国王が召集する会議への参集者数が限定されたことである。すなわち、国王が会議を召集した場合、召集されていない何人たりとも、関係者が特別の理由を持っているか、自己負担で来訪しないかぎり、立ち現われてはならず、随行騎乗従者数が制限されたのである^⑧。ちなみにこの騎乗従者数は一三三五年と四四年の勅令で修正されるが、増加傾向にあり、最終的にはその後まもなく制定されたMELで、「国王のもと、および他の場所へ騎行する」馬数が次のように定められた。大司教四〇騎、司教三〇騎、国王の代理人三〇騎、参事会内の騎士およびスヴェン一二騎、参事会外の騎士八騎、スヴェン六騎、フレールセに仕えるよ

り低位の勤務者三騎^⑦。MELによれば、参事会は大司教、七名の司教、一二名の世俗参事から主に構成される。今、聖俗参事のみからなる枢密会議を想定しても、四〇〇名以上にも上る騎乗従者数を率いて国王が召集する会議（参事会会議）の開催地へ参集した計算になる。このように、出張のための装備は包括的な規模で施されなければならなかった。さらに、諸勅令とMELの騎数は平時における会議に関する規定であるから、有事・緊急時にはさらに大規模の会議に拡大される可能性さえあったのである。

こうした拡大貴族会議の事例として注目されるのは、前節で国王選立会議との関連を示唆した「カルマル会議」である。国王マグヌス・エーリックソンは当会議開催のために一三五九年八月二十九日にルンド *Lund* で全国規模の会議召集状を発した^⑧。というのは、国王にとっては、息子エーリック・マグヌスソンの急死により、敵対的な参事会の叛乱分子と話し合い、政権を再び固める絶好の機であったからである。既に一三五六年には同王への叛乱が勃発。王の義弟、メクレンブルグのアルブレクト公 *herzog Albrekt d. ä. av Mecklenburg*（この息子も同名で、マグヌス王の死後スウェーデン王となる「一三六四―八九年」）がエーリックを叛乱側のリーダーに擁立し、参事会貴族をクーデターに結集させていた。この結果、マグヌス王は息子エーリックと共に王国を分割統治することになる。

さて、この一三五九年公開状で、来る一月一日における「カルマル会議」への参集が、王国参事会に加えて、各司教座聖堂教会から二名の参事、諸都市の代表者、各ラグサーガから四名のアルムゲ（平民）に呼び掛けられた。旧説ではこの「カルマル会議」が最初のリークスダグと考えられたが、実際に会議が開催された証拠はない。王国辺境の南東海岸に位置するカルマル *Kalmar* は、エーリックによって分割統治された諸州の参加者に特別に配慮された場所であったとはいえ、全国的会議の開催地として適当ではない。そこで、実施不明の「カルマル会議」に代わって、同年一月一日八日セーデルシエーピング *Söderköping* でマグヌスは再び公開状を発した。これによれば、マグヌスは「司教、騎士、参事会内外の自由人、及びスウェーデンとスコーネ諸州の人々とも例外なく」同意に達したとされる。同意内容は、内乱

が休止されること、ここに列挙された全社会グループの権利が確保されること、しかも平民の利益が各リーグサーガのリーグマン裁判集会で保護されるべきこと、である。当書状は、「カルマル会議」が延期され、セーデルシエーピング（ストックホルムとカルマルのほぼ中間に位置する王国中央部の東海岸にある港町）で代わりの会議が行なわれた可能性を示すものである。この代替会議でマグヌスは王国全体を統治する単独の王として復位するために、臣下に誓約をしたと考えられる。

問題は、「カルマル会議召集状」に列挙された参集者でもって身分制的に編成された会議への参加者とみなせるか、である。たしかに、参事会貴族のほかに教会関係者、都市およびリーグサーガの代表について言及されているが、このような諸身分形態の列挙は単に当時の常套句にすぎないとも考えられる。しかも、「セーデルシエーピング書状」を見るかぎり、代表者が審議と決議に参加したのではなくて、臨席者としてみなされていたにすぎないと言える。しかし、マグヌス王が国の分割を回避するべく復位を試みるという特異な状況では、王がなるべく広範な利害関係者を召集して、通常の貴族会議を拡大する必要があったことを示している。よって潜在的には、拡大貴族会議が四諸身分を備えた全国議会へと発展する可能性を有していたと考えられる。その契機は国王の即位や廃位の問題、およびその他全王国的な問題等が議題に上らなければならなかったときである。

(4) 「市の集会」

市 marknad や教会の聖祭（ミサ）との関連で行なわれた聖市 massa は、中世スウェーデンの交易上重要な役割を果たしていた。そもそも市は多種多様な人々が行き交い離合集散する場であり、普遍的な現象である。したがって、スウェーデンにおいて市と政治会議が結合されていたとすれば、それがいかなる意義をもちえたのかは、別稿を立てて論じなければならぬ問題である。まして、市の集会在全国議会への発展性を内包していたとする見方は、理解しがたいかと思われる。メーラレン湖周辺の諸都市においては、様々な名目で市の集会在開催されたが、代表的な形態を欠いていた。しかも、様々な時期に様々な都市で開かれる市の集会在全国議会として一本化されるということは考えにくい。

しかし、一四三四年～四一年に全国的な蜂起運動が展開された内部分裂期や、一四六四年～八四年および一四九五年～一五二〇年の時期に激化したカルマル同盟支持派とスウェーデン「国民」派間の反目期には、宗教的な祭典の場である聖市や経済的な交易の場である定期市が政治的会議の開催場としてますます頻繁に利用される傾向にあったというのもまた事実である^③。このことからわかることは、市の集会がしばしばランド集会や国王選立会議等の既存の会議と結合されて開催される傾向にあり、これらの全体が近世期に確立する全国議会＝リクスダーグの代替物として機能していたということ。しかも、この種の中世後期の政治会議は貴族会議とも区別されず、同時代には、herredag, dag, herremöte, möte, allmänligt herremöte, meingt möte 等と様々に呼ばれていたこと^④である。

さらに留意されるべきことは、市の集会和平行して参事会会議が行なわれていたことである。つまり、当時の情報中心地としての市で政治集會が行われる場合、参事会での諸決定が市訪問客に直接知らされて、その後彼ら会衆によって地元へ伝達されるという利点があった。あるいは、市の集會に政治的書状が差し向けられ、そこに集まった民衆と「交渉の場」がもたれる場合さえあった。

これに関する注目すべき事例は、「エンゲルブレクトの叛乱」の主導者エンゲルブレクトが殺害された直後に開催された、ウップサラの「エーリックの聖市」(Erisnässta 一四三六年五月一八日)である。これについては、市の集會として取り扱う以上の意味があるので、次章で詳しく検討したい。

(5) 小 括

以上のように、中世スウェーデンには全国議会あるいは四身分制議会の先駆としてみなしうる様々な集會形態があった。たしかに、それらのどれも第一章で掲げたシュエックの基準を充たしているとは言えない。その理由は四つある。第一に、全国規模での召集がなされてもいなければ、近世期には一身分を形成する農民の参加についても一〇〇%の確証はない。第二に、交渉内容は比較的単純であり、国王選立会議も含めて、誰が王国を統治するのかという議題に終始している。第

三に、年代記や法典等の規範史料に表現されている「平民」という言葉で、何が意図されていたのかを十分に吟味する必要がある。第四に、「平民」あるいは農民が審議や決定の過程で能動的役割を果たさず、市の集会に見られるように単に見物人もしくは会衆としてその場に居合わせているにすぎないという問題も残る。にもかかわらず、中世全体を通じて、より正規な形態の人民代表制への発展が看取できるといふことは認めなければなるまい。したがって、身分制議会統合以前の人民意思形成に農民が参与している事実と、統合後それに農民身分が含まれることになる事実とは、何らかの因果関係をもつと予想されるのである。このようなスウェーデン議会の初期発展における特質を評価するためには、既成体制側に位置する国王や有力者と同格のレベルに「農民」を昇格させて、一個の独立した権力ファクターとして捉え直す必要があろう。

そこで次章では、法権利および租税システム内での農民の位置に焦点をおき、農民代表制の存在根拠の確定を試みる。他のヨーロッパ諸国に比べてユニークなスウェーデン農民の特質への理解なしには、議会参加権を有する農民身分の強化統合に関する問題の本質に、真の意味で迫ることはできないからである。

① 本章以下の専門用語については、*Kulturskistors lexikon för nordisk medeltid från vikingatid till reformationstid* (KHL) と略記¹⁾、*1-22*, Roskilde. を適宜参照した。当事業の各項目は専門家による論文であるが、紙幅の都合上各々への指示は控えた。なお、Hadenius 1994, s. 22-33. や Hildebrand 1896. の該当箇所を見よ²⁾。

② 「中世スウェーデン」とは、当時デンマーク領であった南部諸州 (Halland, Skåne, Blekinge) と Gotland 島 (本土に対して自律的な一個のラグサーガ) を除く、残りのスウェーデンとフィンランドとを指す。また①のラグサーガとは Uppland (Gästrikland を含む)、Västmanland, Södermanland, Närke, Dalarna, Värmland, Östergötland, Västergötland, Tiöhärad, Öland (Lindkvist, Thomas &

Agren, Kurt, 1990, *Sveriges medeltid*, Sthlm, s. 9-11)。なお、M E L は Dalarna や Västmanland に含む³⁾の「ラグサーガ」法管轄区 lagmansdome (= ラグサーガ) に分けて⁴⁾ (Holmbäck, Åke & Wessén, Elias, 1962 a, *Magnus Erikssons landslag i nunsvensk tolkning* (MEL) と略記) ⁵⁾ "I, RFB 6", Sthlm, Konungs-balken (Kb) と略記), I, s. 3)。

③ M E L の現代語訳は前註を見よ。M E L は個別の州法典を一掃し、全国に効力を有した最初のスウェーデン法である。このため本稿では「全国法」と訳した。しかし M E L は諸都市に対しては効力を持たず、同時期に『ピタクス・キールマンソンの都市法』を制定された (Holmbäck, Å. & Wessén, E., 1962 b, *Magnus Erikssons stadslag i*

nusvensk folkning, "I, RHB 7", Sthlm.)。なほMEL134(一四四二年「クリストファーのランスラウグ」として改訂されるが、『一七三四年法』の導入とともにその効力が失われるまで、制定後約四百年にわたってヌウェーデン農社の法秩序のための基本法として続けた。

④ MEL, Rättegångsbalken (Rb) 2(登記), VIII; ann. 20 (s. 176).

⑤ MEL, Rb, VIII; ann. 22 (s. 176).

⑥ MEL, Rb, I.

⑦ Holmblad, Lars G., 1994, *Ertikagan från medeltid till nutid*,

Sthlm, s. 6-25. 「ヘーリマツの道」の騎士順序についてはMEL, Kb, VII. の規定を見よ。王選出の権利が北欧では「人民」も農民の権利であり続けた理由については熊野聰「サガから歴史へ——社会形成とその物語」東海大学出版会、一九九四年、一二一—四頁。

⑧ *オットオカール九世の「ヘーリマツの道」を巡行する* (一六〇九年)。

⑨ 一三一九年會議のころに著されたSchück 1985, s. 19-20 (Schück 1987

a, pp. 14-5). 「自由の憲章」については*Svenskt Diplomatarium*, vol.

3, del 2, 1319-1326, nr 2199, Sthlm, 1850; Allt, Hans, Fernm, Ole

& Gustavsson, Helmer, red., 1990, *Röster från svensk medeltid*,

Latinska texter i original och översättning, Sthlm, s. 277-85.

⑩ Klemming, G. E., utg., 1865, "Gamla eller Eriks-krönikan. Folkungarnes brödraträder, med en kort öfversigt af närmast följande tid, 1219-1319", i *Svenska medeltidens rim-krönikor*, I,

Sthlm, s. 152 (*Rimkr.*, I, 444-5).

⑪ *Rimkr.*, I, 4512-5.

⑫ MEL, Kb, IV.

⑬ MEL, Kb, V, 6.

⑭ MEL, Rb, I.

⑮ Schück 1985, s. 21 (Schück 1987 a, p. 16).

⑯ 随在騎数¹⁴ヤンナ公¹⁵ hertig Bengt (Binger Jarl) の三男¹⁶ リンムヘーヤンナ Linköping 同教¹⁷ ヴンブント公¹⁸ 長兄¹⁹ 國王 Valdemar, 次兄²⁰ 次期國王 Magnus Ladulas) 四〇²¹ 司教三〇²² 世俗参事²³ 一二²⁴ 騎士 riddare・クナ²⁵ ン sven・司教座聖堂参事²⁶ kanik 各四²⁷ の他参事²⁸ 一二²⁹ Carlsson, S. & Rosen, J., m fl., 1966, *Den svenska historien I, Fornrid, vikingatid och tidig medeltid till 1319*, 1: a uppl., Sthlm, s. 281-2 (2: a uppl., 1978, del 2, s. 51-2). を見よ。

⑰ MEL, Kb, XXII. クナ²⁵ ン sven(ner) ²⁶ 貴族身分の授予位称号。

⑱ MEL, Kb, IX.

⑳ *Kr.* Schück 1985, s. 22-4 (Schück 1987 a, pp. 16-7); Tunberg 1931, s. 41-2 (補注集状の原文が取録); Kumlien 1947, s. 30-48.

㉑ Staf, Nils, 1935, *Marbud och möte. Studier rörande politiska underhandlingar med folkmengdeler i Sverige och Finland intill*

Gustaf II Adolfs tid, Sthlm, s. 13-55, 213-8, 228-9.

㉒ Hildebrand 1893, s. 181.

第三章 中世スウェーデン農民の特質と農民代表制の存在根拠

前章までの中世の諸集会の考察を通して、国王選立会議が全国議会に発展する潜在的要因を持っていたことが判明した。しかし、人民に留保されていた国王選立権だけが全国四身分制議会の成立の要因であったと考えることはできない。それ

はさらなる要因と地域・州レベルの様々な集会慣行が前提とされてはじめて成立したと私は考える。その理由には史料上の問題がある。マグヌス・エーリックソン治下に目立った諸身分召集を促した会議形態（一三一九、四四、五九年等）が、一三九七年の「カルマル同盟会議」以後見られなくなるからである。そして一四三〇年代の農民蜂起（「エンゲルブレクトの叛乱」）の時期に再び、諸身分形態を備えた会議（一四三五・三六年両アルボガ会議等）が現れてくる。このことはいかに考えられるべきか。諸身分会議の再出現は、当農民蜂起が農民代表制の形成に重要な影響を与えたことを意味する。したがって、蜂起下にクローズアップされる地域の課税承認権の問題が、農民代表制の形成のさらなる要因として作用したとの推定を可能にするのではないか。そこで本章では、諸身分会議へ代表を送ることができた農民の諸権利および農民と上局との関係を示す税制にまで踏み込んで考察を深め、農民蜂起の転換点で開催された会議、一四三六年のウップサラの「エーリックの聖市」を手掛かりに問題の核心に迫ることにする。

(1) 中世スウェーデン農民の特質

スウェーデンで農民が政治的身分として統合された理由の一つは、土地所有農民が広範に存在していたことである。この土地所有農はスウェーデン史学では財務上のカテゴリーである「担税農民」skattebondeとして概念化されている。彼らの最大かつ唯一の義務は王権に対して税 skatt を支払うことである。彼らは全可耕地の五〇%以上を担税地として所有し、国王にのみ従属していた。担税地の売却と相続は基本的に許されていた。彼らは経済的にのみならず、司法的にも自立的存在であり、不正に対して復讐し、全係争に対して自力で原告にもなれたし、弁護・申し立てをすることもできた。もし彼らが貧窮で担税能力がなかった場合でも、王権は担税地を没収する権利を持っていなかった。彼らの土地所有は強固に保証されていたと言える。つまり、経済的・法権的な意味では「農民」（ボンデ bonde）は社会の全き構成員であった。農民の土地所有権と司法的権利、換言すれば財産権と人格的自由が、農民代表制の究極的な基礎であったと言える。しかし、土地所有権と人格的自由が政治的自治を導くのだろうか。むしろ、政治的自治が先行していたから土地所有権

と人格的自由が保持され続けたのではないだろうか^③。この仮定は、裁判集会への参加資格がその地域に居住する全ての武器保持者に、よって武装農民にもあったという事実から可能となる。中世スウェーデンには土地所有農のほか借地農(ランドブー Landbo)^④がいたが、彼らは農奴ではなく、法的には「自由」であった。なぜならば、土地所有権のない借地農も地主に対して裁判集会で異議申し立てをすることができたからである。したがって、裁判訴訟はヘーランド裁判集会において地区住民共同で解決されたのであって、地主が行使する領主裁判権によって荘園法廷で裁かれたのではない^⑤。また、ヘーランド裁判集会の上級審であるランド裁判集会では、州規模の司法管轄領域(ラグサーガ)内部における共通事項が取り上げられ、森林地の開拓、救貧、課税査定等の地域行政の一端が担われていた。さらに、臨時のランド集会是新国王の選出・承認の手続きを行なう場でもあったことは前章で述べた。したがって、土地所有権や人格的自由は農民代表制の有利な条件であったにはちがいないが、広範な司法的・行政的自治をもった地域社会の存在こそが農民の政治代表制の基本的前提条件であったと仮定できる。

ところが、身分制議会が確立された近世期には議会参加資格が土地所有農民に限定されていたということも言われている。すなわち、「自らの固有の財産権を所有していなかった人々は、彼らの地主によって代表されていた」^⑥であり、リクススタグへの参加資格や投票権を持つためには、「居住者、すなわち土地所有農民でなければならなかった」^⑦。とはいえ、議会代表の選挙区はヘーランドであり、ヘーランド裁判集会においてヘーランド陪審団のなかから議会への農民代表が選出された。ここで問題となるのは、全ての自由人が参加したヘーランド裁判集会に、土地所有農だけでなく借地農も参加したかどうかということである。MELの規定によれば、ヘーランド陪審団はそのヘーランド出身の一二名からなるが、それは六名のフレールセマンと六名の農民である^⑧。この一二人陪審団のなかに借地農が含まれる場合さえあった。これに関する事例は、S・クラエソンの研究で明らかにされている。それによれば、ウップランドのウレオーケル Ulleröher によつて、一三五〇年から一五〇〇年の時期に陪審団の三〇〜四五%が借地農であった。当ヘーランドでは土地所有農

の農場が少なく、借地農の農場が八二%を占めるという事情があったにせよ、借地農がヘーランド陪審団の一翼を担っていたという事実は注目値する。同研究によれば、借地農の陪審団への参画は他州のヘーランドにおいても確認されている。

したがって、中世後期の諸々の代表制集会における農民の参加について、「各ヘーランドから六名の農民」や「各ラーグサーガから数名の農民」と様々に言及されるときに、「農民」には土地所有農だけでなく借地農も含まれていた可能性はある。それは地域の土地所有農と借地農の割合に依っていたように思われる。しかも、中世においては土地所有農と借地農の境界は極めて流動的であり、一三五〇年の時点では多くの農民は自分の土地も他人の土地も耕す「混合農民」*bländbonde*であった。近世期の身分制議会で土地所有農しか議会代表になれないとしても、借地農が地区住民として代表を選出する母体とはなれたということも十分考えられる。

それならなぜ、自己の土地所有権を持たない借地農がヘーランド裁判集会に参加する法的主体として立ち現われることができたのであろうか。ここで借地農は人格的自由を有する自由農民であって、隷属農民ではないということが前提とされる。換言すれば、土地所有農と同格的な借地農の自立性の高さは、「体僕制（農奴制）」*livgenskap* が欠如していたというスウェーデン中世社会の構造的特質に求められると私は考えている。さらに、借地農も裁判集会への参加を通じて地域の共通問題に取り組んでいたこと、特に王権が課す臨時課税は全農民が対処しなければならぬ最たる問題（課税承認権が法領域ラーグサーガに保持されていたことからくる問題）であったことが、農民による地域自治の程度を高いものにしたと考えられる。

それでは次に、担税農民と借地農の権利上および税負担上の相違点を確認する。なぜなら、一四世紀には両者の境界がまだ曖昧であり、本章のテーマである臨時税の問題を考察する際に、それは必要な知識だからである。

(2) 担税農民と借地農の相違点

まず第一の問題は、担税農民と借地農の基本的な相違点はどこにあるのか、である。

一つに、前者は王権に対して税を支払う義務があったが、後者はその代わりに地主に対して地代 *avrad* を納めなければならなかった。次に、借地農は初回契約時に特別な負担である「契約料」*stæddja el gáva* を地主に支払って通常六年間の土地使用権を得た。原理的にはこの契約は更新の必要があり、契約更新毎に初回契約時と同様に「契約更新料」が納められなければならなかった。現実にはこの契約はしばしば生涯にわたり、土地使用権が世襲されることさえあった。というのは、地主は契約更新料を免除することである。べく土地所有の分割を回避し、細分化された土地から生産性が低下する危険を防止しようと努めたからである。とはいえ、担税農民が王権に払う税は定額であったのに対して、借地農が地主に払う地代は契約・更新時の地主側の条件次第では変動の余地あるものであった。さらに、地主による借地農への他の賦課には家屋修繕義務や運送義務がありえた。しかし、地主の本拠農場での「賦役」*dagsverk* は微々たるものであった。「賦役」については『エストイ＝ータ州法典』*Östgötalagen* に一年計二回（春秋各一回）とある以外には、他の諸州法典には言及されていない。もっとも中世後期には、例えば一四一四年の「スカラ勅令」*Skara stadge* で年ご二回の「賦役」が規定されるようにもなったが、概して「賦役」の量は極めて少ないと言っている^④。

しかし、土地所有権が保証されていない借地農が、地主の法外な賦課の要求に対して、逃散等の消極的抵抗のみならず、裁判集会で申し立て権を行使するという積極的抵抗に実際に訴えることができたのだろうか。これについては今後の課題であるが、借地農の法的地位の高さを示す別の事例ならある。それは借地権契約が何らかの理由（死亡・立退・解約・持ち主異動）で中断されるとき、地主との権利関係からわかる。ここでは立退と解約について検討する。

まず立退。基本的には、地主自身がその土地に居住せざるをえないときにのみ借地農を立退かすことができたにすぎない。MELによれば、地主が契約料を全額返却するという条件でのみ立退かすことができた^⑤。次に解約。借地農は契約期間中に契約を解消する権利を有していた。新しい農業年が開始される前という条件は付いていたが、借地農が地主との契

約を破棄して立ち去ることができるといふことは注目し得る。もっとも、概して契約料は全額失なわざるをえなかったし、その他にも借地農自身に深刻な経済的困難をもたらすことが多かった。『ウップランド州法典』によれば、借地農は契約料全額を失う上に、解約の時期によって様々な規定があるものの、播種年と翌年の「完全な地代」をも支払わなければならなかった。T・リンドクヴィストによれば、諸法典の規定の背後には借地農が地主の同意なくして土地を離れることを妨げるといふ動機があり、解約は犯罪として認識され、敲罰を帰結したとしている。

以上は地域的偏差を無視しているため、実際には統一的な借地農の土地に対する権利を確定することは難しい。リンドクヴィストは、借地農の土地使用権は結局のところ著しく弱かったと結論している。しかし私は、借地農が地主との契約を解消して新たな地主を選ぶ可能性があったという点については、他のヨーロッパ農民と対比して特異であるという印象を持つ。たしかに、同氏が述べるように、地主は借地農が契約後土地を離れることを難しくしたのである。しかし、まさにこのような法的規制の存在こそが、借地農には土地所有農と同格の法的地位があるという同時代の理解を反映する証左ではなからうか。

このように、土地所有権の観点からみれば、担税農民と借地農は異なるが、土地使用権については両者の違いは本質的には大きいものではないと言える。そこで第一の問題は、両者の経済的負担（具体的には年負担金）には著しい差があったのか、である。

担税農民の毎年納める定額の税は恒常税として、一三世紀に入ってから次第に確立されていった。しかし、高まる軍事の必要性から恒常税では国家財政を支えることができず、既に一三世紀末以来王権はしばしばかなり大きな割合で臨時税徴収という措置に頼らなければならなかった。臨時税は土地所有農の土地である担税地のみならず、フレールセ所有下の土地である免税地にも課された。免税特権者であるフレールセは、恒常税からは免除されていたが、臨時税については免税対象ではなかったのである。したがって、フレールセは自己の借地農に年地代を超えて賦課を課すことで臨時税に対処

した。換言すれば、臨時課税は担税農民にも借地農にも及んだわけである。

ここでは、農民に課された他の諸賦課を度外視して、担税農民の年負担量は恒常税と臨時税の合計、借地農のそれは地代と臨時税の合計とみなすことにする。ただし、個々の農場単位における生産の総量と負担量、とりわけ担税農場の総負担量、借地農への賦課量を測定することは中世においては極めて難しいので、近世の状況から次のように推定されるのである。^③すなわち、担税農民の年税(恒常税)は借地農の年地代より少なかった。いま仮に便宜上これを数量化すれば、およそ五〇対七五となる。臨時税は年税と同じくらいまで課されたから、上の比率に加えれば一〇〇対一二五となる。しかし、農民が貧窮化する限界ラインは一〇〇と想定されるので、借地農にとっては二五%の超過負担である。

現実には、中世後期には借地農の臨時税負担分が担税農民の半分となるように調整された。^④よって、両者は同程度の年負担量を負うことになったと推定される。

(3) 臨時課税と農民代表制の形成

さて、農民代表制の形成要因として臨時税承認権がいかなる意味を持っていたかについての考察に入ろう。

一四世紀には臨時税を恒常化しようとする試みが王権によって企てられ、特にマグヌス・エーリックソンの親政期(一三三二―一三六四年)、メクレンブルグのアルブレクトの治世期(一三六四―一三九九年)、さらにマルガレータの治世期(一三八九―一四二二年)には、一連の耐えがたい臨時税が取り立てられた。そもそも臨時税とは一時的なものであり、王権が臨時税を要求する場合には正当な理由が必要であった。したがって、臨時税を課す際には関係者の同意なくして専横に取り立てることはできないわけである。

実際に、一三五〇年頃成立したMELに臨時税は特別な条件の下でしか課されてはならないという規定が設けられている。^⑤この特別条件とは、①外敵からの侵略、②蜂起、③国王の戴冠・「エーリックの道」(国王の巡行)・王族の結婚、④「国王の農場」の設営と王城の建築・修繕の四つの場合である。以上の場合には、「司教、各ラーグサーガのラーグマン、六

人のフレールセマン、六人の平民 *aininge* は、平民が如何なる援助を国王に対してなすべきかを審議すべし」となっている。もし「平民」が農民を指すとすれば、法の上では臨時課税承認権 *bevillingsrätt* を農民も有していたことになる。つまり、法の条文によれば、臨時税徴収の同意、あるいは少なくとも臨時税徴収額の大きさをめぐって、ラーグサーガごとくに二人陪審団が組織されたことになる。この陪審団が地域における農民代表制の形成に関連していたと私が考える基本的理由はかかる条文規定にある。

次に、そう考えられるさらなる理由を中世の徴税方法に即して考察を続けてみたい。

中世における税の算出基準は、F・ド・ヴリングによれば、①地区、②個人もしくは個人グループ、③税査定の三原則が区別される^⑥。実際には各原則が独立に存在していたわけではなく、互いに混淆していた。中世後期における年税徴収の際に最も一般的に見られた収税形態は、一集団から納められる「連帯税」*skatteskatt* であった。つまり、教区やヘーランド、あるいは他の行政地区における数名の農民からなる集団が特定の自然物や貨幣の形で「連帯税」として納めたのである。かかる集団収税方法は、王権が個々の農場の担税能力に対して直接的統制権を行使できなかったことを意味したが、豊作時にも不作時にも定額の税が課されたから、農民集団のなかの一人でも担税能力が減じた場合には、残りの農民の負担を重くすることになった。実際、一四世紀半ばに北欧にも襲った「黒死病」の蔓延以降、人口の減少や廃棄農場 *öde gård* の増大等をもたらし「中世後期の農業危機」と呼ばれる現象が深刻化したときに、王権はこの集団収税方法のおかげで、被害を最小限に食い止めることができたのである。にもかかわらず、農民にとって集団収税システムはネガティブであったとばかりは言えない^⑦。新開墾・豊作等によって農村地区の生産高が増大すれば、一人当たりの負担量は減少するからである。しかも、王権側が個々の農場の給生産高を掌握することが困難だったという現実には、農民自らの手で個々の農民を救済するように、課税集団単位内で管理・調整することも可能であったことを意味する。

このような集団収税システムは担税農民が負う恒常税には該当するが、借地農が地主に納める年地代はこれと異なり、

土地面積と収穫高予想に従って個人向けに課されていた。したがって、借地農が地主との契約を通じて借地に対する自由処分権を有するや否や、「契約料」ないし「更新料」、および地代の大きさやその他の諸義務に関して地主との交渉可能な余地が生まれたことが仮定される。しかし、地主の借地農に対する生産物への統制権は、王権の担税農民に対するそれよりも大きかったため、借地農の地代抑圧は常に増加する危険にさらされていたと言える。

他方、臨時税の徴収方法も「連帯税」と同様に一つの集合体が納税義務対象となった。こうした臨時税は「イエード」*Opport*と呼ばれるが、この語は臨時税に応じる一定数の農民グループ（「担税班」）をも示す。そしてこの担税班が一定の自然物を供出した。一四世紀半ばには、この物納臨時税は短期間で予告・要求できるという利点のため、国の大半で支配的な租税形態となり、それは王権が免税地の増加による税収の損失分を補填するのに貢献した。しかし、臨時税は免税地にも担税地にも及ぶという原則上、王権側はフレールセと担税農民との両面で臨時課税の配分をめぐる闘争に直面することになった。

この一応の決着点は、研究史上税制の再編とみなされる、一四〇三年の「マルガレータ勅令」であると言える^⑤。当勅令で、一三九〇年代に実施された「一五マルク臨時税」*15-Markstajp*等の金納税が物納化され、「担税班」の構成が二人の富農と二人の貧農とされた。これに関する最新の研究成果によれば、その際ヘーランドにおける一二人陪審団が六名づつのフレールセマンと農民で結成されたものの、陪審団は担税班の構成数の決定に及んだのではなく、臨時課税が既に事実化した後、構成員を割り振るといふ任務をあてられたにすぎないという^⑥。つまり、陪審団のもつ課税承認権は王権によって無視されたわけである。それどころか、担税班にはフレールセの借地農が含まれてはならないとされ、残りの農民（担税農民・王領地農民・担税農民の借地農）の負担を重くすることになった。当勅令の性格は、王権とフレールセとの間の税収配分の協約であり、課税承認権をもつ農民の既得権の無視である。ところが、この種の臨時立法による基本法典（*MEL*）の侵害、具体的には臨時税の恒常化は、農民間に不平不満を招来し、旧来の慣行（課税承認権）の復権を主張する蜂起を導

いた。以下にみるように、蜂起下の農民が担税班の構成員数を増加することによって減税を表現したことは、蜂起の成果の一つと考えられよう。

(4) 画期としての農民代表制集会の事例

かかる文脈で、臨時税の承認、もしくはその分担をめぐる協議が農民代表制の存立根拠となり、それが全国四身分制議会への発展と関連性を持っていたと考えられる事例を挙げたい。それは第二章(4)で示唆した、ウップサラで開催された「エーリックの聖市」(Eriksmässa 一四三六年五月一八日)である。

この市は、全国的な蜂起に発展した「エンゲルブレクトの叛乱」の主導者エンゲルブレクトが殺害された直後に生じた。当聖市には「各ヘーラードから六人の担税農民 skattebönder」が王国参事会の代表者とともに、エンゲルブレクトの死後何が遂行されるべきかについて審議するために召集されたと言われる。当聖市は第一章で述べた一四三五・三六年の二つの「アルボガ会議」と同様に、平民あるいは農民の参加が見られるリークスダグとして久しく注目されてきた。しかしシュェックによれば、当聖市への農民の参加もまた前二者と同様に疑問視されるという。しかも、農民以外の諸身分が召集された証拠も会議の進行について示す証拠もない。

これに関する史料は王国参事会からストレンジネス Strängnäs 司教領の民衆に宛てた書簡(一四三六年五月三日付け)であるが、オリジナルは現存していない。王国古文書館に写本の形で残されているにすぎない。一七世紀に古文書秘書として活躍したE・L・ルーネル Erik Larsson Runell(爵位授与されてパルムショールド Palmshöld)が一三世紀以降の「著名な文書」förmånliga handlingar を年代順に整理し注釈を施したが、それをもとに一六七六年にJ・ハードルフ Johan Hadorph が中世文書の写本集を発行した。そこに当該史料の写本が含まれているわけである。

このような事情を考慮し一五世紀という時代を厳密に考証すれば、シュェックはルーネルが誤写した可能性が十分にあるという。つまり、「各ヘーラードには六名の担税農民」と書くべきところを「各ヘーラードから六名の担税農民」と誤記し

たことになる。前述したように、「イエード」とは第一義的には臨時税を意味するが、複数の農民からなる「担税班」をも示す。とすれば、シニック説はオリジナルが現存していない以上十分考えられることである。したがって当説に従えば、農民は地区「ヘーラード」の代表としてではなく、臨時税を分担するための構成班「イエード」として文書に現われたことになる。

要するに、当聖市での会議は、農民蜂起を終息させるという焦眉の課題に対処するために、臨時税徴収単位である担税班の人数を四名から六名に増やすことで、農民一人当たりの負担の軽減を取り決めるためのものであったことになる。故に、この決定を通知するために地域の農民等が集う市が利用された可能性が推測されるだけである。ただ、市が開催される五月一八日以前に開催の旨が事前に通告されているので、代表的な会議が意図されていた可能性を全く否定するわけにもいかない。もっとも、予告期間は比較的短期間であるから、ウップサラに近いメーラレン湖周辺諸地域の代表者に限られていたであろう、よって全国的会議とはみせないが。

しかし、シニック説が正しいという保証はない。旧説どおり「各ヘーラードから六名の担税農民」が召集されたとすれば、いかなる意味を持つだろうか。この場合、農民代表がこれ以前の諸身分形態に言及した文書以上に具体的に明示されていることが注目される。すなわち、「アルムーゲ」や「ボンデ」という農民一般を示す語ではなくて、「担税農民」と限定しているところに新しさがある。

このことから以下の推定が成り立つであろう。第一に、担税農民という限定は、借地農を排除した全国代表制の形成への画期的な第一歩を意味すること。第二に、ヘーラード毎に六名ずつ召集された担税農民数は、計二四ヘーラードに分かれていた当該ストレンジネス司教区(二つのラークサーガ、セルムランドとネルケを包含する区域)では、一四四名を数えること。第三に、同様の召集状は他のメーラレン湖周辺諸州にも発布されたはずであること。第四に、当会議は突然に発生したのではなくて、「エンゲルブレクトの叛乱」期に頻発した一連の農民召集の後続として位置付けられること。もちろん同時

に疑問も起こる。「担税農民」という用語は史料上唐突であること、一四四名の農民数は余りにも多いこと、である。しかし、非貴族、とりわけ農民のリークスダグ的政治集会への参加は、当叛乱における彼らの卓抜した軍事的貢献に照らせば何も驚くことではない。

ここで、非貴族の広範な支援に根ざしていた叛乱期に、二つの「アルボガ会議」が開催されたことを想起しなければならない。参事会貴族が同盟王エーリックの専制的支配を打破するために非貴族の軍事的動員に大いに依拠していた状況下で、非貴族不在の参事会会議や貴族会議で決定が下されても、それは正当性を持ちえなかったであろう。非貴族を含めた全諸身分会議を開催する必要性は、たとえ史料上「アルボガ会議」がリークスダグとしての条件を全面的にせよ部分的にせよ充たさないとしても、切迫したアクチュアリーを持っていたのではないか。

問題はヘーランド毎に六名もの多数の農民の召集が企図された現実的意味である。一定数の農民が召集を促されたウップサラでの「エーリックの聖市」に何らかの会議が実施されたか否かは、証言がない以上議論しても始まらない。しかし、当会議の開催が蜂起指導者の暗殺直後という転換点で企図されたこと、蜂起前夜の時期は臨時税の恒常化と増額のピーク期であったことは、蜂起の収束が最大の懸案であった参事会貴族にとって、税軽減案を提示して農民の懐柔を図ることが最上策であったことを示している。つまり、蜂起の主因でもあり、農民側の死活的現実問題でもあった税の軽減ないし自治的分担への要請がその背景にあったのではなからうか。このように考えれば、法領域に保持されていた臨時税承認権、換言すれば地区農民による自律的な税配分の問題が、農民代表制の形成に密接に関連していたと考えられはしないか。

この意味では、当会議が担税班の構成員数を決めて、言わば減税案を通告するためのものであったというシュエックの結論は重要である。しかし、この問題を解明するためには、「エンゲルブレクトの叛乱」を綿密に調査する別の作業が必要である。その上で、なぜ当会議への召集が担税農民に限定されたのか、つまり前世紀までは境界の曖昧であった担税農民と借地農の区分が、この頃から明確に分化され始めたのか、果たしてこの限定は王権とフレールセ間の土地収益の分配を

意味したのか等の疑問に答えられなければならない。

- ① フィンランドを除くスウェーデン本土の土地所有率(%)は、担税地五・四、王領地五・六、免税地四二・〇(世俗貴族領二〇・七、教会領二・三)である。この数字は、Heckscher, Eli F., 1935, *Swedish economic history från Gustav Vasa, Första delen, Före frihandelen, Första boken*, Sthlm, Bliaga IV, s. 14. 一七世紀初頭の史料から算出されたが、一四世紀末以来不変とされる(Lindkvist & Ågren 1985, s. 30)。しかし最新の研究では、担税地四五・〇、王領地六・一、世俗貴族領二四・三、教会領二四・六に修正されている(Larsson, L.-O., 1985, "Jordägorfördelningen i Sverige under Gustav Vasas regering", *Scandia* 51, s. 61-90)。
- ② *hambud* と呼ばれる慣行があり、土地売却の際にはまず親類縁者に提供しなければならぬという制限があった。
- ③ Blicke 1989, pp. 28-30. に示唆を受けた。
- ④ 借地農は王領地農、*kronbonde*、*bonbonde*、*bonbonde*、*frälssbonde* (世俗貴族領地農民と教会領地農民)に大別される。このほか担税農民の借地農 *bondehandbo* がある。
- ⑤ 中世スウェーデンにおける封建制不在の根拠は政治・法的な理解にたよる。すなわち、スウェーデンでは世襲権をもたぬ「城」に「が」が分与されたのみで、王権が司法・政治上の高権をもち、王領所有者に明け渡されたのみで、大陸と同様の「マン」制が展開されなかったこと(rosén, J., 1956-78, "Län", i *KHL* 11, s. 104-8)。それに代って、王国参事会員(大土地所有者)の本拠農場と各々の所領法 *gårdsrätt* と封建的要素を採った研究者による (Ferm, Olof, 1983, "Feodalism i Sverige? Högfrälsets gårdsrätter under medeltiden och 1500-talet", *HT* 103, s. 130-9)。
- ⑥ Rystad, Göran, 1985, "Stormaktstidens riksdag (1611-1718)", i *Sjurmquist* 1985, s. 70, 106 (Engl. trans.: Rystad, G., 1987, "The Estates of the Realm, the Monarchy and Empire, 1611-1718", in *Metcalfe* 1987, p. 65, 95).
- ⑦ MEL, Rb, XXX.
- ⑧ Claesson, Sten, 1987, *Haradshövdingembetet i senmedeltidens och Gustav Vasas Sverige*, "I, RHB 39", Sthlm, s. 61-3, 93, 118, 223-4.
- ⑨ Lindkvist & Ågren 1985, s. 32. 熊野一九九四年、一一五-一八頁。
- ⑩ Döring, Folke, 1951, *De ständes skatterna på jord 1400-1600*, Lund, s. 80-7. 元米 *daysverke* は教区世帯に対する教堂建造物の建築義務を課せられたが、教区世帯に対する教堂建造物の建築義務を課せられた城や要塞の建築義務も指す。故に賦役という訳語はなじまない。他方借地農に對しては地主の主要本拠農場 *sätesgård* への賦役義務もあつたが、概して負担は少ない。北歐の牧畜主体の農業と故居定住に賦役に不適合であったことについては、熊野聰『北の農民ウマイキング——実力と友術の世界』平凡社、一九八三年、二三六頁、熊野一九九四年、一一六頁を見よ。
- ⑪ 以下の契約解消について、Lindkvist, T., 1979, *Lantborna i Norden under äldre medeltiden*, "SHU 110", Sthlm, s. 93-106; Munktel, Ing-Marie, 1982, *Gods godsägare och lantbor 1450-1520. Studier i de senmedeltida frälssgårdens funktion*, Göteborg, s. 146-7.
- ⑫ MEL, Jordabalken, XXVII, 1.
- ⑬ Lindgren, J., 1984, "Den svenska militärstaten 1560-1720", i Petersen, Erling Ladewig, red., 1984, *Magskatten i Norden i 1600-tallet og dens sociale konsekvenser. Rapporten til den XIX nordiske historikerkongres Odense 1984*, Bind 1, Odense univ. forl., s. 112

- (engl. trans. by Lindgren, J., 1986, "The Swedish 'Military State', 1560-1720", *Scandinavian Journal of History* 10, p. 320).
- ① Lindkvist, T., 1982, "Medeltida bönder och skatter, En inledande problemställning", *HT 102*, s. 430-2.
- ② MEL, K. b., V., 6.
- ③ Döving 1951, s. 95-139; Lindkvist 1982, s. 426-7.
- ④ Döving 1951, s. 102.
- ⑤ Lindkvist 1982, s. 433; Döving 1951, s. 51-4; Lönnroth, E., 1910 (1984), *Statsmakri och statsfinans i det medeltida Sverige*, Göteborg, s. 176-9.
- ⑥ Larsson, Gabriella Bjarne, 1994, *Stadsklassificering i senmedeltidens Sverige* "1, RHB 51", s. 144-5.
- ⑦ Lindkvist 1982, s. 433; Lönnroth 1934, s. 126; dens 1940, s. 214.
- ⑧ Stat 1935, s. 14-5. 封建會議や最初の代表制的政治會議のこと。
- ⑨ Schück, H., 1987b, "'Sex skattebönder av vart härad'—eller 1

おわりに

最後に、これまで述べてきたことを総括し、今後の課題を示してみよう。

スウェーデン四身分制議會の形成は、中世における様々な地域的集会在全国的集会として「国民」全体を代表しうる諸身分が結集される組織過程である。一四世紀によく見られた国王選立會議はその形成要因の一つではあるけれども、それだけでは特に農民の身分としての強化統合を導かないのではないか。それは、一四〇〇年前後（カルマル同盟の発足期）を境に増大した臨時課税による税抑圧が高まるなかで、農民の異議申し立てや組織的団結による反抗行動が発生するという背景に照らして考えられるべきである。その意味では、一四三〇年代の全国的叛乱状況下における非貴族（都市民・農民）の

- varje gård? Till frågan om bonderrepresentation vid 1430-talets riksmöten", i Andreæ, Carl Göran, m fl, red., 1987, *Arbiter, Historien, Rörelsen, Sven Landkvist 60 år*, Sthlm, s. 81-100.
- ⑩ Tunberg, S., utg., 1937, *Svenska medeltidsregester. Förteckning öfver verktyget till Sveriges historia 1434-1441*, Sthlm, nr. 400.
- ⑪ Hildebrand 1893, s. 284-5; Schück 1987 b, s. 81-2.
- ⑫ Schück 1987b, s. 95-7.
- ⑬ "sex skattebönder i var gård"
- ⑭ "sex skattebönder av vart härad"
- ⑮ Schück 1987b, s. 97-8; Lindkvist 1982, s. 433.
- ⑯ 四つに推定は、Larsson, L-O., 1984, s. 164-70. から示唆を受けた。
- ⑰ 「担税農民」という語は財務用語であり、MELにも他の文書にも使用された。一六世紀中葉以前のL-Oのいうに特定されたものはないと云ふ。(Schück 1987 b, s. 88; Claesson 1987, s. 223)。

会議参加は、優れて具体的政治状況の現れであったとみなせる。だからといって、旧説のように、四身分制議会が叛乱の指導者エンゲルブレクトのイニシアティブによって創設されたとみなす必要はない。しかし、旧説を再考することによって、農民の地位を過小評価することなく、それを国制史に位置付ける試みはなされなければなるまい。なぜならば、農民の政治的発言権の行使は集会等の既存の政治的経路や軍事的結集である蜂起を通じて現れ、農民は上局と相並ぶアクターとして政治的舞台に登場したからである。したがって、スウェーデン中世国制史研究は農民を権力ファクターとして復権させることによって、スウェーデン的政治文化を解明する方向で豊かにされる必要があると私は考える。

ここまでする論点は、制度発展史にとどまらな、「農民社会」 *bondersamhälle* の構造分析と実態検証によって深められなければならないことは言うまでもない。その際に、農民の社会・経済・軍事において占める鍵を握る地位が、より広い文脈、すなわち中世後期の農業危機の下での抑圧の増大という文脈において考察されることが重要であろう。

Representativa riksmöten och bondeståndet i det medeltida Sverige

av

NEMOTO Akira

Föreliggande uppsats behandlar riksdagens framväxt och böndernas politiska konsolidering till ett eget välorganiserat stånd under det medeltida Sverige.

Arbogamötet år 1435 betraktades i tidigare forskning som den första riksdagen, vilket ledde till ett magnifikt femhundraårsjubileum 1935. Men inom den moderna forskningen är man överens om att denna framställning inte kan accepteras. Egentligen är frågan om "den första riksdagen" meningslös, som Herman Schück visat på ett övertygande sätt. Vad en riksdag är, är en definitionsfråga och beroende av vilka krav som uppställs. Givetvis krävs det att hela riket dvs att alla stånd är representerade och att folkrepresentation har både en bestämd kompetens och initiativrätt, att den deltar i beslutsfattandet och inte bara har närvaro- och lyssnarrätt. I denna mening kan man inte kalla de olika representationsformerna under medeltiden för riksdagar. Viktigare kan det vara, tycker jag, att man frågar sig varför bönderna fick representation samt vilken roll de hade i det politiska och rättsliga systemet.

Därför försöker jag ordna de olika medeltida mötena typologiskt, möten som ting kungavalmöten, herremöten och marknadsmöten. Därigenom har jag kommit fram till den preliminära slutsatsen, att förutsättningarna för en bonderepresentation skapades vid det av alla lagsagor gemensamt genomförda kungavalet i Mora genom fastsländet av lagsagornas bevillningsrätt. Det vill säga att de svenska bönderna blev organiserade som ett stånd genom en av kronan extra påtvingad beskattning och en därvid bildad "gärd", vilket betyder en grupp av personer som tillsammans måste erlägga en skatt. Men den verkliga skattefördelningen mellan bönderna inom gården hade kronan inte direkt något att göra med.

För att få grepp om riksdagens betydelse, måste bönderna betraktas som en självständig maktfaktor, vilken uppstod mellan centralmakten och samhället i övrigt.